17 首都大総総第 1637 号 平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の教員で、外国において学術研究、調査等に従事するもの(以下「海外研究員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(海外研究の種類)

- 第2条 海外研究の種類は外国出張及び海外研修旅行とする。
- 2 外国出張とは、教員が法人の業務遂行のために行う外国旅行で、次の各号に定める ものをいう。
 - (1) 法人から派遣されて、外国において学術研究、調査等に従事するもの
 - (2) わが国の政府、大学及び研究所その他これらに準ずる公共的学術研究、調査機関 (学会、学術目的の国際会議、財団等を含む。以下同じ。)から派遣され、または給 付を受けて、外国において学術研究、調査等に従事するもの
 - (3) 外国の政府、国際機関、大学及び研究所その他これらに準ずる公共的学術研究、調査機関から給付を受けて、外国において学術研究、調査等に従事するもの
- 3 海外研修旅行とは、教員が公立大学法人首都大学東京教員の就業に関する規則(平成17年法人規則第139号)第8条に基づく研修のために行う外国旅行で、外国の政府、国際機関、大学及び研究所その他これらに準ずる公共的学術研究、調査機関並びに学界の実情からみて、これに相当すると認められるものからの招請状(受入承諾書等、招請状に準じるものと認められるものを含む。)を得て、外国において職務と直接関係のある学術研究、調査等に従事するものであって、外国出張として取り扱われるもの以外をいう。

(海外研究旅費)

- 第3条 外国出張については、予算の範囲内で必要と認める旅費を支給する。
- 2 法人以外の機関からの給付は、第2条第2項第2号、第3号または第2条第3項に 掲げる公共的機関からのものに限るものとする。
- 3 海外研修旅行については、旅費の一部または全部を私費で支弁することを妨げない。 (海外研究期間)
- 第4条 外国出張の期間(往復に必要な期間を含む。)は、原則として1年以内で旅行命 令権者が定める期間とする。ただし、特に必要と認められる場合は、通算して2年を 限度として延長することができる。
- 2 海外研修旅行の期間(往復に必要な期間を含む。)は、原則として6ヶ月以内で旅行

命令権者の認める期間とする。

- 3 前二項の期間中、海外研究員は現職として扱う。
- 4 雇用契約の期間の定めのある教員の雇用契約の更新が決定していない場合は、雇用契約の期間満了日を超えて、外国出張の期間を定めること又は海外研修旅行の期間を認めることはできない。
- 5 外国出張又は海外研修旅行の期間満了となった者と雇用契約を更新し、当該教職員が引き続き当該雇用契約の始期となる日以降も外国出張又は海外研修旅行を行うときの当該雇用契約の更新後の外国出張又は海外研修旅行の期間は、当該雇用契約を更新する前の期間と通算して第1項及び第2項に定める期間とする。

(海外研究の申請)

- 第5条 海外研究員候補者は次の各号の必要書類を整え、外国出張または海外研修旅行の申請を行うものとする。申請は、原則として出発希望日の1ヶ月前までに行わなければならない。
 - (1) 外国出張・海外研修旅行申請書(別記様式1)
 - (2) 旅行日程表(別記様式2)
 - (3) 招請状またはこれに準ずるもの(和訳を添付すること)
 - (4) その他参考書類(会議プログラム等)
- 2 海外研究の期間、場所を変更(延長を含む。)しようとする者は、前項に準じて、あらかじめ申請しなければならない。
 - (1) 外国出張・海外研修旅行変更申請書(別記様式3)
 - (2)~(4) 外国出張・海外研修旅行に同じ

(命令手続)

- 第6条 外国出張は、所属の学部等を所管する事務組織が起案し、公立大学法人首都大学東京事案決定規則(平成17年法人規則第4号)に定める決定権者が決定し、旅行命令を発する。
- 2 海外研修旅行は、所属の学部等を所管する事務組織が起案し、公立大学法人首都大 学東京事案決定規則(平成17年法人規則第4号)に定める決定権者が決定し、海外研 修旅行承認書(別記様式4)を発行する。

(居所の届出)

第7条 海外研究員は、事務連絡等のため、海外における居所を、あらかじめ、または 確定後遅滞なく所属部局長あて届け出なければならない。

(復命)

第8条 海外研究員は、帰任後、その研究成果等を外国出張・海外研修旅行報告書(別記様式5)により速やかに復命しなければならない。

附 則(17首都大総総第1637号)

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する海外研究は、平成18年4月1日以降に申請されたものとする。